

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示

	ページ
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定 (地域福祉推進課)	659
○生活保護法に基づく指定医療機関の変更 (〃)	660
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (〃)	〃
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止 (〃)	〃
○生活保護法に基づく指定医療機関の再開 (〃)	〃
○生活保護法に基づく指定施術機関の指定 (〃)	661
○生活保護法に基づく指定施術機関の変更 (〃)	〃
○生活保護法に基づく指定施術機関の辞退 (〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定医療機関の指定 (〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定医療機関の変更 (〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定医療機関の廃止 (〃)	662
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定医療機関の休止 (〃)	〃

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定医療機関の再開 (地域福祉推進課)	662
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定施術機関の指定 (〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定施術機関の変更 (〃)	663
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定施術機関の辞退 (〃)	〃

公 告

○一般競争入札の実施 (入札課)	〃
○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧 (丹後広域振興局)	666
○国土調査の成果の認証 (用地課)	668

公 営 企 業

○一般競争入札の実施	〃
------------	---

公 安 委 員 会

○道路交通法第44条第2項第2号の規定による停車 又は駐車に係るのある者による合意に係る告示	671
○一般競争入札の実施	672

告 示

京都府告示第472号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和 8 年 9 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の 名 称	所 在 地	開設者名	指 定 年月日
マリナデンタル オフィス	綾部市岡町長田16の5	成田 茉莉 奈	令 8. 9. 1
訪問看護ステ ーションおれ んじ	〃 青野町西中居63 ニコニコソー103号室	株式会社L i n k L i f e	8. 4. 1

医療法人徳洲会宇治徳洲会リハビリテーション病院	宇治市横島町石橋153の1	医療法人徳洲会	8. 8. 1
訪問看護ステーションメディカルレイズ宇治	宇治戸ノ内39の6	株式会社イゼン	〃
医療法人誠仁会吉田歯科医院	亀岡市篠町広田1丁目32の11	医療法人誠仁会	〃
ユタカ薬局向日上植野	向日市上植野町下川原1の8	株式会社ユタカファーマシー	8. 9. 1
一般社団法人天寿会ふじ岡在宅クリニック	八幡市美濃山西ノ口3の45	一般社団法人天寿会	〃
医療法人京陽会あだち眼科	川口小西9の7	医療法人京陽会	8. 8. 1
医療法人翔翠会高屋歯科医院口腔機能管理クリニック	南丹市園部町宮町102	医療法人翔翠会	〃
訪問看護ステーション晴るいろ	木津川市相楽神後原57の1ブルグ敷内2号館401	株式会社R e S e r a p h	8. 9. 1

京都府告示第473号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和 8 年 9 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	変更年月日
新 医療法人さいのうクリニック	長岡京市神足1丁目10の6	新 医療法人さいのうクリニック	令 8. 8. 1
旧 医療法人さいのう医院		旧 医療法人さいのう医院	

京都府告示第474号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和 8 年 9 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
医療法人徳洲会宇治徳洲会在宅クリニック	宇治市横島町石橋63	医療法人徳洲会	令 8. 7. 31
吉田歯科医院	亀岡市篠町広田1丁目32の11	吉田 龍児	〃
あだち眼科	八幡市川口小西9の7	足立 初冬	〃
高屋歯科医院口腔機能管理クリニック	南丹市園部町宮町102	高屋 翔	〃
ライス薬局	相楽郡精華町精華台4丁目21の16の101	濱野 佐斗子	8. 5. 31

京都府告示第475号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から休止の届出があった。

令和 8 年 9 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	休 止 年月日
ダンチ・セクター薬局市役所前店	八幡市八幡三本橋18の10	株式会社京メディカ	令 8. 7. 27
医療法人井手産婦人科	京田辺市東西神屋43	医療法人井手産婦人科	8. 7. 31

京都府告示第476号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から再開の届出があった。

令和 8 年 9 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	再 開 年月日
ダンチ・セクター薬局市役所前店	八幡市八幡三本橋18の10	株式会社京メディカ	令 8. 8. 12

京都府告示第477号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第 1 項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和 8 年 9 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指 定年月日
番家 モモ代	ゆずの手鍼灸マッサージ院	京都市南区久世上久世町820の 2	令 8. 6. 26
今西 翔悟	ヒマワリ鍼灸院精華院	相楽郡精華町大字下狛小字浄楽14の 1 ニューサニービル302	8. 9. 4



京都府告示第478号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第 2 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、次のとおり指定施術機関から変更の届出があった。

令和 8 年 9 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	変 更年月日
大嶋 弘道	大嶋治療院	新 舞鶴市字伊佐津425の 1	令 8. 8. 1
		旧 〃 字大内13の 2	



京都府告示第479号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第 2 項において準用する同法第51条第 1 項の規定により、次のとおり指定施術機関から辞退の届出があった。

令和 8 年 9 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	辞 退年月日
荒木 幹代	荒木 幹代	宇治市開町51の18	令 8. 9. 30



京都府告示第480号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和 8 年 9 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所 在 地	開設者名	指 定年月日
マリナデンタルオフィス	綾部市岡町長田16の 5	成田 茉莉奈	令 8. 9. 1
訪問看護ステーションおれんじ	〃 青野町西中居63 ニコニコソー103号室	株式会社 L i n k L i f e	8. 4. 1
医療法人徳洲会宇治徳洲会リハビリテーション病院	宇治市槇島町石橋153の 1	医療法人徳洲会	8. 8. 1
訪問看護ステーションメディカルレイズ宇治	〃 宇治戸ノ内39の 6	株式会社イゼン	〃
医療法人誠仁会吉田歯科医院	亀岡市篠町広田 1 丁目32の11	医療法人誠仁会	〃
ユタカ薬局向日上植野	向日市上植野町下川原 1 の 8	株式会社ユタカファーマシー	8. 9. 1
一般社団法人天寿会ふじ岡在宅クリニック	八幡市美濃山西ノ口 3 の 45	一般社団法人天寿会	〃
医療法人京陽会あだち眼科	〃 川口小西 9 の 7	医療法人京陽会	8. 8. 1
医療法人翔翠会高屋歯科医院口腔機能管理クリニック	南丹市園部町宮町102	医療法人翔翠会	〃
訪問看護ステーション晴るいろ	木津川市相楽神後原57の 1 ブルグ敷内 2 号館401	株式会社 R e S e r a p h	8. 9. 1



京都府告示第481号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和 8 年 9 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の 名 称		所 在 地	開設者名	変 更 年月日
新	医療法人さいの うちクリニック	長岡京市神足 1 丁目 10 の 6	新 医療法人 さいのう ちクリニ ック	令 8. 8. 1
旧	医療法人さいの うち医院		旧 医療法人 さいのう ち医院	

京都府告示第482号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和 8 年 9 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の 名 称	所 在 地	開設者名	廃 止 年月日
医療法人徳洲 会宇治徳洲会 在宅クリニック	宇治市槇島町石橋 63	医療法人徳 洲会	令 8. 7. 31
吉田歯科医院	亀岡市篠町広田 1 丁目 32 の 11	吉田 龍児	〃
あだち眼科	八幡市川口小西 9 の 7	足立 初冬	〃
高屋歯科医院 口腔機能管理 クリニック	南丹市園部町宮町 102	高屋 翔	〃
ライス薬局	相楽郡精華町精華台 4 丁 目 21 の 16 の 101	濱野 佐斗 子	8. 5. 31

京都府告示第483号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から休止の届出があった。

令和 8 年 9 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の 名 称	所 在 地	開設者名	休 止 年月日
ダンチ・セン ター薬局市役 所前店	八幡市八幡三本橋 18 の 10	株式会社京 メディカ	令 8. 7. 27
医療法人井手 産婦人科	京田辺市東西神屋 43	医療法人井 手産婦人科	8. 7. 31

京都府告示第484号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から再開の届出があった。

令和 8 年 9 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の 名 称	所 在 地	開設者名	再 開 年月日
ダンチ・セン ター薬局市役 所前店	八幡市八幡三本橋 18 の 10	株式会社京 メディカ	令 8. 8. 12

京都府告示第485号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条第 1 項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和 8 年 9 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の 氏 名	施術所の 名 称	施術所の所在地	指 定 年月日
番家 モモ 代	ゆずの手鍼灸 マッサージ院	京都市南区久世上久世町 820 の 2	令 8. 6. 26
今西 翔悟	ヒマワリ鍼灸 院精華院	相楽郡精華町大字下狛小 字浄楽 14 の 1 ニューサ ニールビル 302	8. 9. 4

京都府告示第486号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第 2 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、次のとおり指定施術機関から変更の届出があった。

令和 8 年 9 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
大嶋 弘道	大嶋治療院	新 舞鶴市字伊佐津425の1	令 8. 8. 1
		旧 " 字大内13の 2	

京都府告示第487号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第 2 項において準用する同法第51条第 1 項の規定により、次のとおり指定施術機関から辞退の届出があった。

令和 8 年 9 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	辞退年月日
荒木 幹代	荒木 幹代	宇治市開町51の18	令 8. 9. 30

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 4 条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和 8 年 9 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

(1) 調達の名称及び数量

ア 京都府総合庁舎等で使用する電力調達 一式

イ 京都府立学校等で使用する電力調達 一式

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 調達期間

仕様書のとおり

(4) 調達施設

ア 京都府総合庁舎等

イ 京都府立学校等

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号（075）414-5428

ファクシミリ番号（075）414-5450

(2) 入札説明書及び仕様書の交付等

ア 交付期間

令和 8 年 9 月 25 日（金）から令和 8 年 10 月 19 日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間（正午から午後 1 時までの間を除く。）に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和 8 年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和 8 年京都府告示第 2 号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。

大分類「燃料類」—小分類「電力」

(3) 4 の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

(4) 「京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針」第 6 条第 1 項の規定により、令和 8 年度入札分に係る「京都府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告

書」を提出した小売電気事業者のうち、判定結果が「適合」の通知を受けた者であること。

- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 入札に参加しようとする需要施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保している者であること。
- (7) 適正な電力供給のための体制が確立されており、需給約款等が整備されている者であること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

2の(2)のアに同じ。

(2) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものとする。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、「京都府物品・役務等電子調達運用基準」第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、(1)の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送（(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

(3) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

(4) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

- (ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先
2の(1)に同じ。

(イ) 提出書類

原則として、京都府ホームページ（<https://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和8年10月6日（火）午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

ウ 3の(4)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

- (ア) 「京都府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」の提出場所及び問合せ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課温暖化対策係

電話番号（075）414-4830

(イ) 提出書類

原則として、「京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針について」のホームページ（<https://www.pref.kyoto.jp/energy/kankyohairyo2023.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和8年10月6日（火）午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和8年11月18日（水）午前8時30分から午後5時15分まで及び令和8年11月19日（木）午前8時30分から午前10時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和8年11月18日（水）午後5時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

(ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

(イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和8年11月19日（木）午前10時15分

(2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。

なお、入札書は、1の(1)のア又はイのそれぞれについて提出すること。

ウ 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、基本料金、月ごとの電力量料金等の単価を設定することを条件とする。

エ 落札の決定は、ウによる単価に基づいて算定された契約期間に係る電気料金の総額の比較によっ

て行う。

なお、燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金等の積算については、入札説明書において指定する。

オ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1 の(1)のア又はイのそれぞれの電力調達一式の総額(税抜き)の金額とし、電力調達に要する一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(電気料金の総額)に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、仕様書に定めるところにより見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3 に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用しての入札を含む。)をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

サ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書(封筒を含む。)で入札をした者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札

をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。

7 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

8 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関(以下「銀行等」という。)が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号に該当する場合は、免除する。

9 その他

(1) 1 から8までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。

(4) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。

(5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年京都府告示第485号)に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

10 Summary

(1) The nature and quantity of the product to be purchased

a. Supply of electricity for General Government buildings of the Kyoto Prefectural, etc.

b. Supply of electricity for the Kyoto Prefectural schools, etc.

(2) Bidding method

Electronic bidding system

(3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation

From 8:30 AM to 5:15 PM from Friday, September 25, 2026 to Monday, October 19, 2026 (except for Sundays, Saturdays and public holidays)

(4) The time, date and place for submission of tender

From 8:30 AM to 5:15 PM on Wednesday, November 18, 2026 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Thursday, November 19, 2026

Tender Division, Department of General Affairs,
Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(5) Deadline for tender by mail

5:00 PM on Wednesday, November 18, 2026

(6) The time, date and place for the opening of tender
10:15 AM on Thursday, November 19, 2026

Tender Division, Department of General Affairs,
Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(7) Contact point for the notice

Commodity Section, Tender Division, Department
of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570 Japan

TEL: (075) 414-5428 FAX: (075) 414-5450



京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和 8 年 9 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 (1) 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

中川建材株式会社

代表取締役 中川 佳信

京丹後市弥栄町堤1001番地の 5

(2) 林地開発行為の目的

土石の採掘（真砂土）

(3) 林地開発行為をしようとする区域

京丹後市弥栄町溝谷小字堀切10157番ほか12筆（次の図のとおり）

(4) 林地開発行為をしようとする区域の面積

3.0ヘクタール

(5) 期間

ア 林地開発行為を行う期間

令和 9 年 2 月 16 日から令和 12 年 2 月 15 日まで

イ 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の

計画期間

平成12年 1 月 28 日から令和13年 3 月 31 日まで

(6) 生活環境に影響が生じるおそれの有無

有

(7) 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れ	京丹後市弥栄町溝谷地内の一部に存する道路（次の図のとおり）	場内の車両出入口にタイヤ洗い場を設置する。 道路が汚損した場合は、補修及び清掃をする。
交通量の増加	〃	場内出入口から府道網野岩滝線内300mの通行については、時速30km以下とする。 早朝、深夜の運行は行わない。
騒音の発生	開発区域の中心から半径200m以内の地域（次の図のとおり）	低騒音型の建設機械の使用とゴムタイヤ式粉砕機（ロッドミル）の使用で騒音の発生を抑える。 作業時間は、午前8時から午後4時までとする。
濁水の発生	京丹後市弥栄町溝谷地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	場内最下流部に沈砂池を設置し、場内の排水は、全て沈砂池に集水し、泥を沈下させた後に場外に排水する。 沈下させた土砂は、定期的に除去し、沈砂池の容量を確保する。 製砂プラント使用による汚濁水は、汚水浄化装置（シックナー及びプレス）で清水にした後再利用する。
河川水量の増加	〃	場内最下流部に調整池を設置し、場内の排水は、全て調整池に集水し、流量調整後に場外に排水する。 土砂を定期的に除去し、調整池の容量を確保する。

(8) 縦覧場所

ア 京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課

京丹後市峰山町丹波855番地 イ 京都府農林水産部森の保全推進課 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 ウ 京丹後市農林水産部農林整備課 京丹後市峰山町杉谷889番地 エ 中川建材株式会社 京丹後市弥栄町堤1001番地の5 (9) 縦覧期間 令和 8 年 9 月 25 日 (金) から令和 8 年 10 月 26 日 (月) まで (10) 意見書の提出期間及び提出先 ア 提出期間 令和 8 年 9 月 25 日 (金) から令和 8 年 10 月 26 日 (月) まで イ 提出先 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855番地 京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課 (「次の図」は、省略し、その図面を(8)の縦覧場所において縦覧に供する。) 2(1) 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 有限会社 S U G A 代表取締役 吉岡 正美 京丹後市弥栄町木橋845番地 (2) 林地開発行為の目的 土石の採掘 (真砂土) (3) 林地開発行為をしようとする区域 京丹後市丹後町成願寺小字堤谷10057番 6 ほか18 筆 (次の図のとおり) (4) 林地開発行為をしようとする区域の面積 3.5ヘクタール (5) 期間 ア 林地開発行為を行う期間 令和 9 年 2 月 2 日から令和12年 2 月 1 日まで イ 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間 平成 7 年 7 月 31 日から令和14年 7 月 31 日まで (6) 生活環境に影響が生じるおそれの有無 有 (7) 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置 <table border="1" data-bbox="156 1720 762 2112"> <thead> <tr> <th>おそれの種類</th> <th>おそれがある範囲</th> <th>おそれを減じるための措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>周辺道路の汚れ</td> <td>京丹後市丹後町成願寺地内の一部に存する道路(次の図のとおり)</td> <td>場内の車両出入口にタイヤ洗い場を設置する。 道路が汚損した場合は、補修及び清掃をする。</td> </tr> <tr> <td>交通量の増加</td> <td>〃</td> <td>場内出入口から国道482号内の通行について</td> </tr> </tbody> </table>	おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置	周辺道路の汚れ	京丹後市丹後町成願寺地内の一部に存する道路(次の図のとおり)	場内の車両出入口にタイヤ洗い場を設置する。 道路が汚損した場合は、補修及び清掃をする。	交通量の増加	〃	場内出入口から国道482号内の通行について	<table border="1" data-bbox="833 123 1439 1344"> <tr> <td></td> <td></td> <td>ては、徐行運転とする。 早朝、深夜及び通学時間帯 (午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分まで及び午後 4 時から午後 5 時まで) の運行は行わない。</td> </tr> <tr> <td>騒音の発生</td> <td>開発区域の中心から半径200m以内の地域 (次の図のとおり)</td> <td>低騒音型の建設機械の使用で騒音の発生を抑える。 作業時間は、午前 8 時から午後 4 時までとする。</td> </tr> <tr> <td>粉じんの発生</td> <td>〃</td> <td>防じんマットの設置及び散水によって粉じんの発生を抑える。</td> </tr> <tr> <td>河川水量の増加</td> <td>京丹後市丹後町成願寺地内の一部に存する範囲(次の図のとおり)</td> <td>場内最下流部に調整池を設置し、場内の排水は、全て調整池に集水し、流量調整後に場外に排水する。 土砂を定期的に除去し、調整池の容量を確保する。</td> </tr> <tr> <td>濁水の発生</td> <td>〃</td> <td>場内最下流部に沈砂池を設置し、場内の排水は、全て沈砂池に集水し、泥を沈下させた後に場外に排水する。 沈下した土砂は、定期的に除去し、沈砂池の容量を確保する。</td> </tr> </table> (8) 縦覧場所 ア 京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課 京丹後市峰山町丹波855番地 イ 京都府農林水産部森の保全推進課 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 ウ 京丹後市農林水産部農林整備課 京丹後市峰山町杉谷889番地 エ 有限会社 S U G A 京丹後市弥栄町木橋845番地 (9) 縦覧期間 令和 8 年 9 月 25 日 (金) から令和 8 年 10 月 26 日 (月) まで (10) 意見書の提出期間及び提出先 ア 提出期間 令和 8 年 9 月 25 日 (金) から令和 8 年 10 月 26 日 (月) まで イ 提出先 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855番地 京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興			ては、徐行運転とする。 早朝、深夜及び通学時間帯 (午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分まで及び午後 4 時から午後 5 時まで) の運行は行わない。	騒音の発生	開発区域の中心から半径200m以内の地域 (次の図のとおり)	低騒音型の建設機械の使用で騒音の発生を抑える。 作業時間は、午前 8 時から午後 4 時までとする。	粉じんの発生	〃	防じんマットの設置及び散水によって粉じんの発生を抑える。	河川水量の増加	京丹後市丹後町成願寺地内の一部に存する範囲(次の図のとおり)	場内最下流部に調整池を設置し、場内の排水は、全て調整池に集水し、流量調整後に場外に排水する。 土砂を定期的に除去し、調整池の容量を確保する。	濁水の発生	〃	場内最下流部に沈砂池を設置し、場内の排水は、全て沈砂池に集水し、泥を沈下させた後に場外に排水する。 沈下した土砂は、定期的に除去し、沈砂池の容量を確保する。
おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置																							
周辺道路の汚れ	京丹後市丹後町成願寺地内の一部に存する道路(次の図のとおり)	場内の車両出入口にタイヤ洗い場を設置する。 道路が汚損した場合は、補修及び清掃をする。																							
交通量の増加	〃	場内出入口から国道482号内の通行について																							
		ては、徐行運転とする。 早朝、深夜及び通学時間帯 (午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分まで及び午後 4 時から午後 5 時まで) の運行は行わない。																							
騒音の発生	開発区域の中心から半径200m以内の地域 (次の図のとおり)	低騒音型の建設機械の使用で騒音の発生を抑える。 作業時間は、午前 8 時から午後 4 時までとする。																							
粉じんの発生	〃	防じんマットの設置及び散水によって粉じんの発生を抑える。																							
河川水量の増加	京丹後市丹後町成願寺地内の一部に存する範囲(次の図のとおり)	場内最下流部に調整池を設置し、場内の排水は、全て調整池に集水し、流量調整後に場外に排水する。 土砂を定期的に除去し、調整池の容量を確保する。																							
濁水の発生	〃	場内最下流部に沈砂池を設置し、場内の排水は、全て沈砂池に集水し、泥を沈下させた後に場外に排水する。 沈下した土砂は、定期的に除去し、沈砂池の容量を確保する。																							

課

（「次の図」は、省略し、その図面を(8)の縦覧場所において縦覧に供する。）



次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した。

令和 8 年 9 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 調査を行った者の名称
京丹波町
- 2 調査を行った時期
令和 5 年 9 月 1 日から令和 7 年 8 月 8 日まで
- 3 成果の名称
京丹波町（安栖里の一部）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
船井郡京丹波町安栖里の一部
- 5 認証年月日
令和 8 年 9 月 11 日
（国土交通大臣の承認年月日 令和 8 年 9 月 8 日）

公 営 企 業

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 4 条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和 8 年 9 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達の名称及び数量
 - ア 京都府営水道事務所宇治浄水場で使用する電力調達 一式
 - イ 京都府営水道事務所木津浄水場で使用する電力調達 一式
 - ウ 京都府営水道事務所乙訓浄水場で使用する電力調達 一式

- エ 京都府営水道事務所木津浄水場導水ポンプ所で使用する電力調達 一式
- オ 京都府営水道事務所久御山広域ポンプ場で使用する電力調達 一式
- (2) 調達物品の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 調達期間
令和 9 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで
- (4) 調達施設
 - ア 京都府営水道事務所宇治浄水場
宇治市宇治下居64
 - イ 京都府営水道事務所木津浄水場
木津川市吐師医王寺
 - ウ 京都府営水道事務所乙訓浄水場
京都市西京区御陵大原11の 6
 - エ 京都府営水道事務所木津浄水場導水ポンプ所
木津川市吐師池ノ尻
 - オ 京都府営水道事務所久御山広域ポンプ場
久世郡久御山町大字野村小字井ノ坪10
- (5) 契約期間
契約日から調達期間の末日までを契約期間とする。
なお、契約日から調達期間の開始日前日までを準備期間とする。
- 2 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課
電話番号 (075) 414-5442
ファクシミリ番号 (075) 414-5450
 - (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒611-0021 宇治市宇治下居64
京都府営水道事務所総務企画課
電話番号 (0774) 24-1522
 - (3) 入札説明書及び仕様書の交付等
 - ア 交付期間
令和 8 年 9 月 25 日（金）から令和 8 年 10 月 19 日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
 - イ 入手方法
 - (ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。
 - (イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間（正午から午後 1 時までの間を除く。）に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和 8 年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和 8 年京都府告示第 2 号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。

大分類「燃料類」—小分類「電力」

- (3) 4 の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

- (4) 「京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針」第 6 条第 1 項の規定により、令和 8 年度入札分に係る「京都府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を提出した小売電気事業者のうち、判定結果が「適合」の通知を受けた者であること。

- (5) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。

- (6) 入札に参加しようとする需要施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保している者であること。

- (7) 適正な電力供給のための体制が確立されており、需給約款等が整備されている者であること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期間
2 の(3)のアに同じ。

(2) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものとする。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、「京都府物品・役務等電子調達運用基準」第 19 条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、(1)の期間内に、2 の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送（(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

(3) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

(4) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3 の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

- (ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先
2 の(1)に同じ。

(イ) 提出書類

原則として、京都府ホームページ（<https://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和 8 年 10 月 6 日（火）午後 5 時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

ウ 3 の(4)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

- (ア) 「京都府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」の提出場所及び問合せ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課温暖化対策係

電話番号（075）414-4831

(イ) 提出書類

原則として、「京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針について」のホームページ（<https://www.pref.kyoto.jp/energy/kankyohairyo2023.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和 8 年 10 月 6 日（火）午後 5 時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

- (1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和 8 年 11 月 18 日（水）午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで及び令和 8 年 11 月 19 日（木）午前 8 時 30 分から午前 10 時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和 8 年 11 月 18 日（水）午後 5 時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

- (ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

- (イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和 8 年 11 月 19 日（木）午前 10 時 15 分

(2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。

なお、入札書は、1の(1)のアからオまでのそれぞれについて提出すること。

ウ 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、基本料金、月ごとの電力量料金等の単価を設定することを条件とする。

エ 落札の決定は、ウによる単価に基づいて算定された契約期間に係る電気料金の総額の比較によって行う。

なお、燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金等の積算については、入札説明書において指定する。

オ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)のアからオまでのそれぞれの電力調達一式の総額の金額とし、電力調達に要する一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（電気料金の総額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、仕様書に定めるところにより見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用しての入札を含む。）をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開

札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

サ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府公営企業会計規程（昭和47年京都府公営企業管理規程第9号）第112条の規定により例によることとされる京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

6 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

7 契約書作成の要否

要する。

8 入札保証金

免除する。

9 違約金

落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

10 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

11 その他

(1) 1から10までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) この入札に係る令和9年度以降の予算が京都府議会において議決されない場合は、この入札は、契約を解除することがある。

(3) 詳細は、入札説明書による。

(4) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。

(5) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。

- (6) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成 8 年京都府告示第 485 号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

12 Summary

- (1) The nature and quantity of the product to be purchased
- Supply of electricity for the Uji water purification plant by Kyoto Prefectural Waterworks Administration Office
 - Supply of electricity for the Kizu water purification plant by Kyoto Prefectural Waterworks Administration Office
 - Supply of electricity for the Otokuni water purification plant by Kyoto Prefectural Waterworks Administration Office
 - Supply of electricity for the Kizu raw water transmission pumps institution by Kyoto Prefectural Waterworks Administration Office
 - Supply of electricity for the Kumiya wide area pumps institution by Kyoto Prefectural Waterworks Administration Office
- (2) Bidding method
Electronic bidding system
- (3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation
From 8:30 AM to 5:15 PM from Friday, September 25, 2026 to Monday, October 19, 2026 (except for Sundays, Saturdays and public holidays)
- (4) The time, date and place for submission of tender
From 8:30 AM to 5:15 PM on Wednesday, November 18, 2026 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Thursday, November 19, 2026
Tender Division, Department of General Affairs,
Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
- (5) Deadline for tender by mail
5:00 PM on Wednesday, November 18, 2026
- (6) The time, date and place for the opening of tender
10:15 AM on Thursday, November 19, 2026
Tender Division, Department of General Affairs,
Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
- (7) Contact point for the notice
Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570 Japan
TEL: (075) 414-5442 FAX: (075) 414-5450

公 安 委 員 会

京都府公安委員会告示第 97 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 44 条第 2 項第 2 号の規定により、京田辺市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して次のとおり合意した。

令和 8 年 9 月 25 日

京都府公安委員会

委員長 池 坊 由 紀

1 合意した者

- 京阪バス株式会社
- 京都府公安委員会
- 京田辺市長
- 国土交通省近畿運輸局長

2 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車を
する乗合自動車の停留所の名称等

停留所の 名称	方向	所在地
池嶋	南行	京田辺市大住池島 3 の 1
	北行	〃 〃 門田 20 の 5
大住浜	南行	〃 〃 浜 55 の 2
中島橋	南行	〃 〃 池ノ端 24 の 3
	北行	〃 〃 〃 65 の 5
三野	西行	〃 〃 時子林 5 の 4
J R 大住 駅	東行	〃 〃 丸山 39 の 5
	西行	〃 〃 〃 39
館	南行	〃 〃 姫ノ垣内 6
	北行	〃 〃 八王子 17
大住	西行	〃 〃 東村 7 の 2
松井東	東行	〃 松井古松井 26 の 8
	西行	〃 〃 〃 〃
松井	西行	〃 〃 里ヶ市 69
美濃山口	南行	〃 〃 山川 36 の 2
	北行	〃 〃 〃 36 の 5

3 停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲

停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の中欄に掲げる事業形態により行う同表の右欄に掲げる事業の用に供するものとする。

運行事業者	事業形態	事業
山城ヤサカ交通株式会社	道路運送法（昭和26年法律第183号）第21条第2号による乗合旅客の運送	令和8年度京田辺市北部地域A I オンデマンド交通実証事業

4 期間

令和8年10月1日から令和9年1月31日まで

5 停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするために必要と認める事項

停留所を使用している一般乗合旅客自動車運送事業者と運行時刻について、調整を図ること。



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和8年9月25日

京都府警察本部長 森 下 元 雄

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

交番・駐在所用施設管理カメラシステムの賃貸借一式

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 賃貸借期間

令和9年3月1日から令和14年2月29日まで

(4) 設置期間

契約締結日から令和9年2月28日まで（動作確認を含む。）

(5) 履行場所

京都府上京警察署今出川大宮交番ほか283施設

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

京都府警察本部総務部会計課施設管理室管財係
電話075-451-9111 内線2273

(2) 入札説明書及び仕様書の交付

ア 交付期間

令和8年9月25日（金）から令和8年10月29日（木）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

とする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

ウ 交付方法

(ア) 原則として、アの期間に、京都府警察ホームページ（https://www.pref.kyoto.jp/fukei/site/kaikei_k/nyusatsu/index.html）からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和8年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和8年京都府告示第2号）に定める競争入札参加者の資格を有する者で、次の業務種目に登録されているものであること。

大分類「賃貸借」—小分類「コンピュータ機器」

(3) 1の(1)の業務を契約期間中に確実に履行することができる者と認められる者であること。

(4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

(5) 契約締結後、保守、点検、修理その他アフターサービスについて、適切に対応することができる体制を整備している者であること。

(6) 出荷引受業者がI S M S 認証、P マーク又は同等以上のものを取得済みであること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間等

ア 提出期間

2の(2)のアに同じ。

イ 提出場所

2の(1)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前 9 時から午後 5 時までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(2) 確認通知

入札参加資格の有無については、令和 8 年 11 月 10 日までに発送する「入札参加資格確認結果通知書」により通知する。

(3) その他

ア 確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3 の(2)の競争入札参加者の資格を有しない者で入札に参加しようとするものは、次により資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出期間

令和 8 年 9 月 25 日（金）から令和 8 年 10 月 7 日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。提出時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。）とする。

なお、その後も随時受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

(イ) 資格に関する文書入手するための手段

原則として、京都府ホームページ（<https://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出場所及び問合せ先

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課入札・物品調達調整係
電話 075-414-5428

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和 8 年 11 月 18 日（水）午前 11 時

イ 場所

京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町 85 番地 3

京都府警察本部本館入札室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和 8 年 11 月 17 日（火）

(イ) 提出先

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町 85 番地 3

京都府警察本部総務部会計課長

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち会

わせて行うものとし、同値入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(3) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(4) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、賃貸借期間（令和 9 年 3 月 1 日から令和 14 年 2 月 29 日まで）における総額（税抜月額に 60 箇月を乗じた金額）を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業所であるか免税事業所であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 3 に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札

ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の可否

要する。

6 入札保証金

(1) 入札金額の 100 分の 5 以上の額を徴収する。ただし、競争入札に参加しようとする者が規則第 147 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。また、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の 100 分の 5 に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

(2) 競争入札に参加しようとする者が規則第 147 条第 2 項第 2 号に基づき入札保証金の免除を受けようとする場合は、過去 2 年間に国又は地方公共団体と締結した 1 の(1)の業務と同種の業務内容かつ履行完了済みの契約実績を契約実績証明書に少なくとも 2 件記載し、当該契約書の写しを添付の上、確認申請書と併せて提出すること。

なお、長期継続契約で履行途中の契約を実績とし

て選定する場合は、契約実績証明書を提出する前に、2の(1)の組織に問い合わせをすること。

7 契約保証金

免除する。

8 その他

- (1) この入札の実施については、1 から 7 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成 8 年京都府告示第 485 号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。

9 Summary

- (1) The nature and quantity of the product to be leased
Facility Management Camera System for Police Boxes and Residential Police Boxes: 1 set
- (2) The time, date and place for tender
11:00 a.m., Wednesday, November 18, 2026
Tender room in the Main building, Kyoto Prefectural Police Headquarters
85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550, Japan
- (3) Due date for tender by mail
Tuesday, November 17, 2026
- (4) The time, date and place for the opening of tender
11:00 a.m., Wednesday, November 18, 2026
Tender room in the Main building, Kyoto Prefectural Police Headquarters
85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550, Japan
- (5) Contact point for the notice
Accounting Division, Administrative Department, Kyoto Prefectural Police Headquarters
85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550, Japan
TEL 075-451-9111 Ext.2273